

# 被相続人の家族名義の預貯金等は被相続人に帰属する相続財産とは認められないとした事例

被相続人の家族名義の預貯金等が相続財産に該当するか否かの判断が争われた事件で、国税不服審判所は、管理の状況、原資となった金員の出捐者等々を総合的に勘案すると被相続人帰属の相続財産とは認められないと判断し、原処分を全部取り消しました。(国税不服審判所 2013.12.10 裁決)

## 争点と主張

争点	審判所	課税庁	納税者
管理運用	課税庁は、家族名義の預貯金等の管理状況について、単に被相続人の妻が管理していたと主張するのみで、 <u>使用印鑑の状況や保管場所など管理状況について何ら具体的に主張も立証も行っていない。</u>	被相続人の息子夫婦及び孫ら名義の預貯金は、被相続人の息子の給与が振り込まれる銀行口座を除き、平成 17 年に入院するまでは全て被相続人の妻が管理・運用していた。	預貯金の管理・運用は基本的に被相続人の息子夫婦および被相続人の孫ら名義のものは息子夫婦が行っていた。また、被相続人と被相続人の妻のものは平成 17 年 4 月までは妻が行っていた。
出捐者(資金原資)	課税庁は、本件相続開始前 3 年間の被相続人の収入が多額であること、及び家族名義の預貯金等の出捐が被相続人の息子名義の給与振込口座と直接的な関係がないことを挙げるのみで、 <u>具体的な出捐の状況について主張立証をしていない。</u>  被相続人の孫の名義貯金については、当審判所の調査によってもその出捐者が被相続人であるとは認めることができない上、届出印も平成 13 年にその孫が使用している印鑑に改印され、以後の管理は被相続人の息子夫婦が行っていると認められる。	被相続人は生前に相当額の収入があったのに対し、被相続人の妻・息子・孫らはそれほどの収入はないから、その妻・息子・孫ら名義の預貯金の額は不相当に多額である。 また、その預貯金等が息子名義の給与振込口座から出捐されている事実は認められない。  被相続人の孫の名義貯金は、開設当時の登録印鑑が被相続人の印鑑と同一であること、口座開設時にその孫は 4 歳で収入がなかったことから、被相続人が出捐者と認められる。	被相続人の息子夫婦には給与収入・退職金及び資産の運用益があった。 被相続人の妻には相続開始日までの 30 年間に預貯金等の運用益と年金収入があった。  被相続人の孫らの預貯金の原資は、被相続人及び被相続人の息子夫婦からの贈与である。 さらに、被相続人の孫の名義貯金の出捐者は被相続人の息子の妻であり、口座印鑑も平成 13 年 1 月に被相続人の孫のものに変更している。
贈与の有無	課税庁は、被相続人の息子夫婦が平成 18 年に株式の贈与を受けた際には贈与税の申告を行っており、 <u>その他に贈与税の申告がなかったのは贈与がなかったからに他ならない旨主張するのみであり、到底承伏できるような主張ではない。</u>	家族名義の預貯金等については、贈与税の申告を行っていないことからすると、被相続人から被相続人の妻・息子・孫らへ申告されている以外の贈与があったと認めることはできない。	被相続人から被相続人の妻・息子・孫らの各名義人への現金などの贈与があった。 後日、現金贈与があったことを思い出して説明し、必要な申告も行っている。

## 審判所の判断

審判所の調査により、管理・運用状況については、印鑑届、書類の筆跡等を確認し、被相続人と妻名義の預貯金は、妻が管理・運用し、息子夫婦及び孫名義の預貯金は、それぞれ名義人が管理・運用していると認められた。

出捐者については、金融機関を調査したが、個々の預貯金等の出捐者が誰であるのかを認定することができなかった。贈与の事実の有無についても、納税者、課税庁双方の資料を調査しても、贈与がなかったと認めるには至らなかったとし、以上を総合勘案しても、本預貯金等がいずれに帰属するのかが明らかでなく、ひいては、本件預貯金等が被相続人に帰属する、すなわち、相続財産に該当すると認めることはできないとした。

この事例に限らず、相続税の調査では家族名義預金が問題になることが多くあります。

家族名義預金になるのか否か、注意が必要です。以下のレポートで再確認してください。

<http://www.yoshiizaimu.co.jp/talk/sozokuzei/h250912/h250912.shtml>